平成２８年（フ）第５５８号
川崎市中原区下小田中２丁目40番20号
債務者　中村　和雄
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１３７号
東京都町田市忠生４丁目21番地33メゾン佐藤203
債務者　石野　和之
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４１３号
岡山市東区可知５丁目147番地15
債務者　末武　裕子（旧姓宮内）
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１１６号
東京都調布市上石原３丁目28番地39
債務者　平井　友子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１３６号
東京都西東京市芝久保町５丁目３番35―205号
債務者　鯉沼　佳子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２４３４号
横浜市港北区新吉田東６丁目34番32号　清栄荘１号室
債務者　田中　清照
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０６６号
東京都町田市南町田１丁目15番８号シティハイムアミニティ102
債務者　木我　郁美
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６７号
愛知県豊橋市前芝町字西青186番地１（103）
債務者　眞田　研二（旧姓外村・豊田・河井）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１６８号
愛知県豊橋市前芝町字西青186番地１（103）
債務者　眞田真由美（旧姓中尾・古庄・外村・豊田・河井）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１３４号
長崎県佐世保市筒井町1713番地、前住所長崎県佐世保市原分町508番地３
債務者　中島　英樹
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
長崎県佐世保市小佐々町臼ノ浦586番地、前住所長崎県佐世保市小佐々町西川内437番地11西川内Ｂ団地Ｅ―２
債務者　村山　恵美
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
沖縄県うるま市みどり町３丁目１番14号　マンション樹101
債務者　島崎志津代（旧姓我**那覇**）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１５０号
沖縄県沖縄市美里６丁目２番17号　202
債務者　高江洲　勝
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１６７号
沖縄県宜野湾市普天間１丁目11番17号　我謝アパート４階４－Ａ、住民票上の住所沖縄県中頭郡北中城村字島袋212番地
債務者　比嘉　　望（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１６９号
沖縄県沖縄市字松本910番地　ミルト・スプリング305
債務者　前田　美香
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部